組織改革委員会規則

第1条(目的)

一般社団法人研究・イノベーション学会(以下「学会」という。)の企画会議の下に 設置された組織改革委員会について、その趣旨、権限、構成員等を以下のとおり定め る。

第2条(組織改革委員会の趣旨と権限)

組織改革委員会は、以下の各号を行う。

- 一 定款、規則及びこれらの運用に関する課題の抽出並びに解決策の検討及び提案
- 二 学会活動のより活性化に向けた検討及び提案
- 三 前2号を達成するための学会内諸組織体との意見交換、提案

第3条 (組織改革委員会の構成員)

組織改革委員会の構成員は以下の各号とする。

- 一 委員長(1名)
- 二 副委員長(1名)
- 三 委員(10名以内)
- 四 アドバイザー(各筆頭理事、事務局担当理事、各委員長)
- 五. 顧問(若干名)
- 2 組織改革委員会には、その審議、議決に必要な関係者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 3 委員長、副委員長は会長が指名し、委員長は理事会で、副委員長は企画会議で決定する。
- 4 委員及び顧問は正副委員長の推薦に基づき企画会議で決定する。
- 5 任期は2年とし、重任を妨げないものとする。
- 6 アドバイザーは、各筆頭理事、事務局担当理事、各委員長の充て職とする。

第4条 (組織改革委員会の開催等)

組織改革委員会は必要に応じ適宜開催する。

- 2 顧問、アドバイザーは、適宜、委員会に参加する。
- 3 委員長は企画会議の委員とする。
- 4 電子メールや Web会議等での審議等、対面ではない開催を妨げないものとする。

付則 本規則は2024年2月16日から施行する。